

令和6年12月2日

新座市立各小中学校 保護者 様

新座市教育委員会教育長
金子 廣 志

新座市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則に伴う夏季休業期間の変更
について

日頃より、本市及び学校の教育活動に御理解御協力をいただき誠にありがとうございます。

この度、新座市立小、中学校管理規則の一部を改正いたしました。これまで学校においては、行事の実施や感染症等による学級閉鎖・学年閉鎖に対応するために、各学年で年間30～90時間程度の予備の授業時数を確保して参りました。しかしながら、昨年9月に国の方針として予備の授業時数を削減するよう通達があり、各学校にて学校行事の見直しや時間割の見直し等を行い、予備の授業時数の削減に取り組んでおります。

つきましては、新座市として、余剰となっている授業時数を更に削減するために、下記のとおり、令和7年度より夏季休業期間を変更いたします。保護者の皆様には御理解御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 夏季休業日について

改正前	改正後
7月21日から8月28日まで	7月21日から <u>8月31日</u> まで

2 その他

- (1) 第2学期の始業式は、9月1日となります。
- (2) 給食の提供回数については、変更はございません。学期始め、学期末の短縮期間が短くなります。詳しくは、各校より年間行事計画、学校だより等でお知らせいたします。